

# 教 育 委 員 会 会 議

日時 平成29年6月22日（木）

午後2時00分

場所 教育委員会室

## < 次 第 >

### 1 開 会

### 2 教育長の報告

報告第5号 さいたま市教職員の人事について〔非公開案件〕

### 3 議 事

議案第75号 さいたま市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について

議案第76号 さいたま市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

議案第77号 市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議について

議案第78号 さいたま市学校結核対策委員会委員の委嘱及び任命について〔非公開案件〕

議案第79号 さいたま市学校災害救済給付金審査委員会委員の委嘱及び任命について〔非公開案件〕

議案第80号 さいたま市立教育研究所運営委員会委員の委属及び任命について〔非公開案件〕

議案第81号 さいたま市社会教育委員の委嘱について〔非公開案件〕

議案第82号 さいたま市青少年宇宙科学館運営委員会委員の任命について〔非公開案件〕

議案第83号 さいたま市博物館協議会委員の任命について〔非公開案件〕

議案第84号 うらわ美術館協議会委員の委嘱及び任命について〔非公開案件〕

議案第85号 さいたま市美術品等選考評価委員会委員の委嘱について〔非公開案件〕

議案第86号 さいたま市図書館協議会委員の任命について〔非公開案件〕

議案第87号 さいたま市立視聴覚ライブラリー運営委員会委員の任命について〔非公開案件〕

### 4 閉 会

議案第75号

さいたま市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について

さいたま市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

平成29年6月22日提出

さいたま市教育委員会  
教育長 稲葉康久

## 別紙

### さいたま市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

さいたま市教育委員会公告式規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(規則等の公布) 第2条 [略] 2 規則等を公布しようとするときは、番号、年月日、公布の旨の前文及び委員会名を記入して、委員会 <u>教育長</u> が署名押印するものとする。 3 [略]	(規則等の公布) 第2条 [略] 2 規則等を公布しようとするときは、番号、年月日、公布の旨の前文及び委員会名を記入して、委員会 <u>委員長</u> が署名押印するものとする。 3 [略]

## 附 則

この規則は、平成29年6月28日から施行する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）  
附則抜粋

附 則

（施行期日）

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

（旧教育長に関する経過措置）

第2条 この法律の施行の際現に在職するこの法律による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下この条において「旧法」という。）第16条第1項の教育委員会の教育長（以下「旧教育長」という。）は、その教育委員会の委員（以下単に「委員」という。）としての任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

2 前項の場合においては、この法律による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「新法」という。）第2章（第2条を除く。）、第25条、第26条、第34条、第37条、第38条及び第60条第6項の規定は適用せず、旧法第2章（第2条を除く。）、第26条、第27条、第34条、第37条、第38条及び第60条第6項の規定は、なおその効力を有する。

（以下略）

3 前項の場合においては、旧教育長の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあつては、当該欠けた日。附則第5条において同じ。）において旧法第12条第1項の教育委員会の委員長である者の当該委員長としての任期は、同条第2項の規定にかかわらず、その日に満了する。

## 提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年6月20日法律第76号）附則第2条による経過措置の適用が同法に規定する旧教育長の任期満了により終了することに伴い、さいたま市教育委員会公告式規則の一部を改正するものです。

なお、施行期日は、平成29年6月28日です。

議案第76号

さいたま市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

さいたま市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

平成29年6月22日提出

さいたま市教育委員会  
教育長 稲葉康久

別紙

さいたま市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

さいたま市教育委員会公印規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																																																								
<p style="text-align: center;">(廃止した公印の保管)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 教育総務課長は、前項の規定により引継ぎした公印を廃止となった日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して、次の区分により保存しなければならない。</p> <p>(1) <u>さいたま市教育委員会印、さいたま市教育委員会教育長印及びさいたま市教育委員会教育長職務代理人印</u> 10年</p> <p>(2) [略]</p> <p>別表第1（第5条、第7条関係）</p> <p>(1) 庁印 [略]</p> <p>(2) 職印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>公印の名称</th> <th>ひな形番号</th> <th>書体</th> <th>寸法 (ミリメートル)</th> <th>個数</th> <th>使用区分</th> <th>保管者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>さいたま市教育委員会教育長印</td> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>さいたま市教育委員会</td> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	公印の名称	ひな形番号	書体	寸法 (ミリメートル)	個数	使用区分	保管者	さいたま市教育委員会教育長印	<u>1</u>	[略]					さいたま市教育委員会	<u>2</u>	[略]					<p style="text-align: center;">(廃止した公印の保管)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 教育総務課長は、前項の規定により引継ぎした公印を廃止となった日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して、次の区分により保存しなければならない。</p> <p>(1) <u>さいたま市教育委員会印、さいたま市教育委員会委員長印、さいたま市教育委員会教育長印、さいたま市教育委員会委員長職務代理人印及びさいたま市教育委員会教育長職務代理人印</u> 10年</p> <p>(2) [略]</p> <p>別表第1（第5条、第7条関係）</p> <p>(1) 庁印 [略]</p> <p>(2) 職印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>公印の名称</th> <th>ひな形番号</th> <th>書体</th> <th>寸法 (ミリメートル)</th> <th>個数</th> <th>使用区分</th> <th>保管者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>さいたま市教育委員会委員長印</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td>てん書</td> <td style="text-align: center;">方24</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td>教育委員会委員長名で発する文書</td> <td>教育総務課長</td> </tr> <tr> <td>さいたま市教育委員会教育長印</td> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>さいたま市教育委員会委員長印</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td>てん書</td> <td style="text-align: center;">方30</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td>教育委員会委員長名で発する文書</td> <td>教育総務課長</td> </tr> <tr> <td>さいたま市教育委員会</td> <td style="text-align: center;"><u>4</u></td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	公印の名称	ひな形番号	書体	寸法 (ミリメートル)	個数	使用区分	保管者	さいたま市教育委員会委員長印	1	てん書	方24	1	教育委員会委員長名で発する文書	教育総務課長	さいたま市教育委員会教育長印	<u>2</u>	[略]					さいたま市教育委員会委員長印	3	てん書	方30	1	教育委員会委員長名で発する文書	教育総務課長	さいたま市教育委員会	<u>4</u>	[略]				
公印の名称	ひな形番号	書体	寸法 (ミリメートル)	個数	使用区分	保管者																																																			
さいたま市教育委員会教育長印	<u>1</u>	[略]																																																							
さいたま市教育委員会	<u>2</u>	[略]																																																							
公印の名称	ひな形番号	書体	寸法 (ミリメートル)	個数	使用区分	保管者																																																			
さいたま市教育委員会委員長印	1	てん書	方24	1	教育委員会委員長名で発する文書	教育総務課長																																																			
さいたま市教育委員会教育長印	<u>2</u>	[略]																																																							
さいたま市教育委員会委員長印	3	てん書	方30	1	教育委員会委員長名で発する文書	教育総務課長																																																			
さいたま市教育委員会	<u>4</u>	[略]																																																							

教育長印		
さいたま市 教育委員会 教育長印	<u>3</u>	[略]
さいたま市 教育委員会 教育長職務 代理者印	<u>4</u>	[略]
さいたま市 教育委員会 部長印	<u>5</u>	[略]
さいたま市 教育委員会 課長印	<u>6</u>	[略]
さいたま市 教育委員会 室長印	<u>7</u>	[略]
さいたま市 立教育研究 所長印	<u>8</u>	[略]
さいたま市 立〇〇図書 館長印	<u>9</u>	[略]
さいたま市 立視聴覚ラ イブラリー 館長印	<u>10</u>	[略]
さいたま市 青少年宇宙 科学館長印	<u>11</u>	[略]
うらわ美術 館長印	<u>12</u>	[略]
さいたま市 立生涯学習 総合センタ ー館長印	<u>13</u>	[略]
さいたま市 立〇〇公民 館長印	<u>14</u>	[略]

教育長印					
さいたま市 教育委員会 教育長印	<u>5</u>				[略]
さいたま市 教育委員会 委員長職務 代理者印	<u>6</u>	て ん 書	方2 4	1	教育委員会 委員長職務 代理者名で 発する文書 教育総 務課長
さいたま市 教育委員会 教育長職務 代理者印	<u>7</u>				[略]
さいたま市 教育委員会 部長印	<u>8</u>				[略]
さいたま市 教育委員会 課長印	<u>9</u>				[略]
さいたま市 教育委員会 室長印	<u>10</u>				[略]
さいたま市 立教育研究 所長印	<u>11</u>				[略]
さいたま市 立〇〇図書 館長印	<u>12</u>				[略]
さいたま市 立視聴覚ラ イブラリー 館長印	<u>13</u>				[略]
さいたま市 青少年宇宙 科学館長印	<u>14</u>				[略]
うらわ美術 館長印	<u>15</u>				[略]
さいたま市 立生涯学習 総合センタ ー館長印	<u>16</u>				[略]
さいたま市 立〇〇公民 館長印	<u>17</u>				[略]



さいたま市 立館岩少年 自然の家所 長印	15	[略]
さいたま市 立博物館長 印	16	[略]
さいたま市 立〇〇小学 校長之印	17	[略]
さいたま市 立〇〇中学 校長之印	18	[略]
さいたま市 立〇〇高等 学校長之印	19	[略]
さいたま市 立〇〇特別 支援学校長 之印	20	[略]
さいたま市 立幼児教育 センター所 長印	21	[略]
さいたま市 立幼児教育 センター付 属幼稚園長 之印	22	[略]

さいたま市 立館岩少年 自然の家所 長印	18	[略]
さいたま市 立博物館長 印	19	[略]
さいたま市 立〇〇小学 校長之印	20	[略]
さいたま市 立〇〇中学 校長之印	21	[略]
さいたま市 立〇〇高等 学校長之印	22	[略]
さいたま市 立〇〇特別 支援学校長 之印	23	[略]
さいたま市 立幼児教育 センター所 長印	24	[略]
さいたま市 立幼児教育 センター付 属幼稚園長 之印	25	[略]

別表第2（第5条関係）

- (1) 庁印 [略]
- (2) 職印

1	2	3
さいたま市 教育委員会 教育長印	教 育 長 印 教 育 委 員 会	さいたま市 教育委員会 教育長印 課 所 名
4	5	6
さいたま市 教育委員会 教 育 長 職務代理者印	さいたま市 教育委員会 部 長 印	さいたま市 教育委員会 課 長 印
7	8	9

別表第2（第5条関係）

- (1) 庁印 [略]
- (2) 職印

1	2	3
さいたま市 教育委員会 委員長印	さいたま市 教育委員会 教育長印	委 員 長 印 教 育 委 員 会 さいたま市
4	5	6
教 育 長 印 教 育 委 員 会	さいたま市 教育委員会 教育長印 課 所 名	さいたま市 教育委員会 委 員 長 職務代理者印
7	8	9

さいたま市 教育委員会 室長印	さいたま市 立教育研究 所長印	さいたま市 立〇〇 図書館長印	さいたま市 教育委員会 教育長 職務代理者印	さいたま市 教育委員会 部長印	さいたま市 教育委員会 課長印
10	11	12	10	11	12
さいたま市 立視聴覚ラ イブラリー 館長印	さいたま市 青少年宇宙 科学館長印	うらわ 美術館 長印	さいたま市 教育委員会 室長印	さいたま市 立教育研究 所長印	さいたま市 立〇〇 図書館長印
13	14	15	13	14	15
さいたま市 立生涯学習 総合センタ ー館長印	さいたま市 立〇〇 公民館長印	さいたま市 立館岩少年 自然の家所 長印	さいたま市 立視聴覚ラ イブラリー 館長印	さいたま市 青少年宇宙 科学館長印	うらわ 美術館 長印
16	17	18	16	17	18
さいたま市 立博物館長 印	さいたま市 立〇〇 小学校長之印	さいたま市 立〇〇 中学校長之印	さいたま市 立生涯学習 総合センタ ー館長印	さいたま市 立〇〇 公民館長印	さいたま市 立館岩少年 自然の家所 長印
19	20	21	19	20	21
さいたま市 立〇〇高等 学校長之印	さいたま市 立〇〇特別 支援学校長 之印	さいたま市 立幼児教育 センター所 長印	さいたま市 立博物館長 印	さいたま市 立〇〇 小学校長之印	さいたま市 立〇〇 中学校長之印
22			22	23	24
さいたま市 立幼児教育 センター付 属幼稚園長 之印			さいたま市 立〇〇高等 学校長之印	さいたま市 立〇〇特別 支援学校長 之印	さいたま市 立幼児教育 センター所 長印
			25		
			さいたま市 立幼児教育 センター付 属幼稚園長 之印		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年6月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に保管されていたさいたま市教育委員会委員長印及びさい

たま市教育委員会委員長職務代理者印の廃止に係る保存期間については、この規則による改正後のさいたま市教育委員会公印規則第16条第2項第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年6月20日法律第76号）附則第2条による経過措置の適用が同法に規定する旧教育長の任期満了により終了することに伴い、さいたま市教育委員会公印規則の一部を改正するものです。

なお、施行期日は、平成29年6月28日です。

議案第77号

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議について

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議を、別紙のとおり市長と協議する。

平成29年6月22日提出

さいたま市教育委員会  
教育長 稲葉康久

別紙

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議（平成13年5月1日合意）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(副教育長等への補助執行事項)</p> <p>3 市長は、次に掲げる市長の権限に属する事務を<u>副教育長</u>その他の教育委員会職員に補助執行させる。 (1)～(11) [略]</p> <p>4 前項の事務処理に当たっては、<u>副教育長</u>にあっては市長事務部局の局長の、<u>その他の</u>教育委員会職員（教職員を除く。）にあっては当該職位に応じた市長事務部局の職員の例により、それぞれ行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">(総務局長等への補助執行事項)</p> <p>7 教育委員会は、次に掲げる教育委員会の権限に属する事務を第1号から第3号までにあつては総務局長に、第4号にあつては総務局長、市民局長、スポーツ文化局長、経済局長又は都市局長に、第5号から第7号までにあつては区長に補助執行させる。 (1) <u>教育委員会職員（教職員を除く。以下同じ。）</u>の研修（総務局人事部人材育成課の実施する研修に限る。）の実施に関すること。 (2)～(7) [略]</p>	<p style="text-align: center;">(教育長等への補助執行事項)</p> <p>3 市長は、次に掲げる市長の権限に属する事務を<u>教育長</u>その他の教育委員会職員に補助執行させる。 (1)～(11) [略]</p> <p>4 前項の事務処理に当たっては、<u>教育長</u>にあっては市長事務部局の局長の、教育委員会職員（教職員を除く。<u>以下同じ。</u>）にあっては当該職位に応じた市長事務部局の職員の例により、それぞれ行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">(総務局長等への補助執行事項)</p> <p>7 教育委員会は、次に掲げる教育委員会の権限に属する事務を第1号から第3号までにあつては総務局長に、第4号にあつては総務局長、市民局長、スポーツ文化局長、経済局長又は都市局長に、第5号から第7号までにあつては区長に補助執行させる。 (1) 教育委員会職員の研修（総務局人事部人材育成課の実施する研修に限る。）の実施に関すること。 (2)～(7) [略]</p>

附 則

この協議は、平成29年6月28日から効力を生じるものとする。

## 提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年6月20日法律第76号）附則第2条による経過措置の適用が同法に規定する旧教育長の任期満了により終了することに伴い、市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部改正について市長と協議するものです。

なお、施行期日は、平成29年6月28日です。